

第7回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年1月27日(月)午後2時33分～午後3時15分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	13 番 濱本康弘
14 番 浅田修弘	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇	
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	20 番 入江泰子	21 番 中野裕二	22 番 末吉秀明
23 番 松尾和昭	24 番 山口俊一	26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也
28 番 本多正敬	29 番 岡田裕弥	30 番 原田久也	31 番 本多晋介
32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力	36 番 田中八郎
37 番 田中昭博	38 番 荒木健一	39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努
41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世	43 番 金井圭司	44 番 石橋正浩
45 番 兼俵朝樹	46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳	48 番 太田保則

4 欠席委員
(農業委員)

5 番 寺田俊秀 15 番 内田一郎 18 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

25 番 田中芳邦 35 番 中山秀樹

5 議事録署名委員 13 番 濱本康弘 14 番 浅田修弘

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） それでは、ただいまより第7回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番寺田委員、15番内田委員、18番金子委員、25番田中委員の農業委員3名、推進委員1名から欠席の届出があつております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、こんにちは。

年が替わりまして一月が過ぎようとしておりますが、改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

本日は、第7回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年は、成立四半世紀を迎えた食料・農業・農村基本法の大改正により、環境保全型農業の推進や食の安全保障の取組など、日本の農政も大きな変換期を迎えております。特に本年4月から、地域計画が策定されることに伴い、目標地図に位置づけられた者に農地の貸し借り等を行っていくことになります。また、安全保障においては、農地の総量確保のための措置の強化、農地転用に係る手続の厳格化などが図られてまいります。このほかにも多数ございますが、農業委員会としても研修の場を設けて理解を深めたいと考えております。

農業者年金の加入推進ですが、2月までが強化月間となっておりますので、県の目標数値には達成いたしているところでございますが、引き続き次年度に向けての継続活動をお願いいたします。

事務局長から農業委員数19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言します。

それでは、議事録署名人に13番濱本委員、14番浅田委員を指名します。

ただいまから議案の審議に入ります。

それでは、議案に入らせていただきます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お疲れさまでございます。

私のほうから議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

では、座って説明いたします。

それでは、私のほうから説明いたします。

番号1から3まで一括でまず説明させていただきます。

（議案第23号 番号1～3を朗読）

申し遅れましたけれども、今月につきましては贈与が1件872平米、売買が2件の合計2,695平米となっております。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇委員が今日ちょっと欠席のため、〇〇番〇〇がお答えします。

別に問題もなく、許可することと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。

次に、2番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 問題ありません。

議長 3番の案件は、北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 意見はありません。

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、3ページをお願いいたします。

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、布津町の〇〇さん、布津町〇〇番〇の一部、地目が畑で、面積が653平米のうちの243平米です。転用の目的は、農業用倉庫です。申請地の一部を転用して、農業用倉庫として利用したいということでございます。

備考欄になりますけれども、一文字修正をお願いいたします。今、「農地内農用地」と書いてありますけれども、2番目の文字が「振」ということで、「農振内農用地」ということで訂正をお願いいたします。

そして、こちらが農振農用地内になりますので、令和6年12月23日付で用途変更の手続を完了しております。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続については、先ほども言いましたけれども、既に完了しております。

農業用倉庫用地243平米です。最高1.5mの切土をして整地を行います。そして土留め工事を行い、碎石舗装をいたします。進入口につきましては、傾斜がきついのでコンクリート舗装し、土砂の流出を防ぎます。

農業用倉庫、木造平屋建て、建築面積は24.15平米になります。高さは最大3.26mですけれども、隣接地への日照及び通風には影響はありません。

雨水につきましては、敷地内に新設される集水桝を設置し、その集水桝に向けて傾斜をさせております。その後、道路側溝へ放流予定となっております。

なお、市の管理課とは協議済みでございます。

汚水、雑排水については発生いたしません。

資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月23日午前9時50分頃から、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局3名の計6名で現地を見てまいりました。

場所は、布津の国道201号沿いに〇〇分署がありますがけれども、そこから約50mぐらい島原方面に行って、そこから山手のほうに600mぐらい行ったところであります。

今回の申請は農業用倉庫ということで、日照に関しては、建物自体も小さいですし、南東側の隣接する農地の方とは同意が取れております。

また、南東側は自分の農地で、北西側の農地はご覧の写真のように1mぐらい高い農地になりますし、南西側は市道で、問題ないだろうと思います。

また、汚水に関しても、堤内のほうに向かって流れるようにしてありますし、隣接する市道の側溝へ放流するというので、問題ないだろうと思われます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんの見解どおり、自分も何ら問題ないかなと思います。審議のほうよろしく願います。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。
番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、4ページをお願いいたします。

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、布津町の〇〇さんから島原市の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目、畑、面積が499平米となっております。転用の目的は住宅用地です。現在、借家に居住しているため、申請地を譲り受けて住居を新築したいということでございます。

権利の内容につきましては売買で、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので第1種農地と思われますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

住宅用地499平米です。木造平屋建て、建築面積は211.25平米です。車庫1台分を確保しております。

最大1.83mの切土をし、整地を行い、土留め工事と擁壁、コンクリートブロックを設置します。コンクリート舗装をするので、土砂の流出の心配はありません。

雨水は、新設される溜枳及びU字溝を經由して道路側溝へ放流予定です。

汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して道路側溝に放流予定となっております。

なお、資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月23日午前10時50分頃から、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局3名の計6名で現地を見てまいりました。

場所は、布津町の〇〇病院というのがありますけれども、その病院のすぐ裏側に当たります。

この申請人の〇〇さんは〇〇病院長の息子さんで、現在〇〇病院に勤務されておりますが、いずれはこの〇〇病院を継がれると聞いております。

日照に関しては、北東側及び南東側は市道に面しており、南東側及び北西側の農地の同意はそのときは取っておいてと言いましたけれども、取ってあるんですか。

事務局（〇〇） 連絡ありました。

〇〇番〇〇委員 同意は取れているということで、問題ないだろうと思います。

また、雨水に関しては、周囲に雨水等流れ込まないように溝にコンクリートブロック等設置しており、汚水を含め隣接する市道の側溝へ放流するというので、問題ないだろうと見てまいりました。皆さん、ご審議をよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。また、先ほど〇〇委員さんから見解がありましてとおりで、何ら問題はないかと思われまいます。そして、隣接する農地の地主さんの方への工事に当たっての許可はやられているのかという質問に対して、今言われたとおりで了解されているということで、何ら問題ないかと思ひます。審議よろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議長 **議案第26号 農用地利用集積計画の決定について** を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第26号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

まず、修正がありますので、修正を説明させていただきます。

まず、5ページの7番になります。

7番の、こちら、土地が北有馬の土地になりますが、2筆ありますけれども、下のほうの〇〇番地につきましては取下げがっておりますので、ここは1筆のみになります。

次、2か所目になりますが、次の6ページになります。番号で言いますと15番です。

15番の土地の表示につきまして、ちょうど真ん中ら辺になります。15番の4行目と5行目ですけれども、〇〇番〇というのが2つあると思ひます。こちらの下の方が枝番の〇ということで修正のほうをお願いしたいと思ひます。

それでは、5ページに戻っていただきまして、今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借兼及び使用貸借権につきましては今月はありませんでした。所有権移転が、売買が12件9,322平米、贈与が6件1万2,744平米の計18件2万2,266平米です。中間管理事業、一括方式分につきましては、新規が賃貸借権が4件4,490平米、使用貸借権が46件23万3,634.32平米です。新規分の合計につきましては50件23万8,124.32平米となっております。

なお、再設定につきましては、賃貸借権が9件3万1,505平米になります。使用貸借権が

1 件の 2, 9 6 4 平米の計 1 0 件 3 万 4, 4 6 9 平米となっております。

よって、中間管理事業の合計につきましては 6 0 件の 2 7 万 2, 5 9 3. 3 2 平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたしますが、再設定及び一括方式につきましては朗読の割愛をさせていただきます。

それでは、5 ページのほうお願いいたします。

(議案第 2 6 号 所有権 番号 1 ～ 1 8 を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条による改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等伺うところではありますが、5 ページ、番号 2、番号 1 1、1 5 ページ、番号 4 7、3 8 ページ、番号 7 7 は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号 2 について審議いたします。

農業委員会に関する法律第 3 1 条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

番号 2 について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 次に、番号 1 1、番号 4 7 について審議します。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 番号 1 1、番号 4 7 について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議長 次に、番号 7 7 について審議いたします。

農業委員会に関する法律第 3 1 条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号 7 7 について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ほか、ご意見、質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第26号 農地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

39ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

40ページ、**農地転用許可不要案件届出について** 農地法施行規則第29条の規定による届出が出ております。番号1を事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、40ページをお願いいたします。

農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

番号1、深江町の〇〇さん、深江町〇〇番〇の一部と〇〇番〇の一部になります。地目は畑です。2筆合計が2,632平米のうちの199.4平米となります。転用の目的は、農業用になりますが、資材置場と休憩所、トイレ、そして大型車の積込み場になります。自作地に農業用資材置場、休憩所、トイレを設置し、大型車への積込み場を確保して利用したいということでございます。

こちらにつきましては、農振内農用地になりますので用途変更の手続がされております。令和6年12月23日付で用途変更の手続完了しております。

本案件の農地区分は、農業振興地域内の農用地区域に該当し、農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては既に完了しております。

申請地は、転用面積が199.4平米で、農地法施行規則第29条の届出の基準、自作地かつ200平米以下の農業用施設への転用であるため、届出がなされております。

農業用資材置場、休憩場、トイレ、大型車への積込み場を合わせて全てで199.4平米です。

農地との境界につきましては、深さ10センチ掛ける幅10センチの素掘りの水路を設置し、農地への雨水の浸入を防ぎ、水路へ放流予定となっております。

資材置場用と休憩所に利用するため、同型のコンテナ2基、こちらが1基が14.4平米のもので、高さが2.4mのものを設置いたします。

トイレにつきましては、3.42平米で、高さ1.9mとなっております。

なお、汚水につきましては、くみ取式となっております。

それ以外につきましては、特に出荷時に来る大型車、こちらが8トントラックになりますけれども、出入りし、さらに積込みができるスペースを確保いたします。

雑排水につきましては、特に休憩所とトイレ等のお手洗いに使う分につきましては、新設の塩ビパイプを経由して水路のほうへ放流予定となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月23日午前10時15分頃から、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局3名の計6名で現地を見てまいりました。

場所は、深江町の〇〇線のグリーンロードの交差点から山側へ約300mぐらいですか、行ったところに生コンの会社がありますけれども、その南の角の海側に当たります。

今回申請人の〇〇さんは〇〇を経営されており、今回、トイレとか休息所を設置したいということでした。

日照に関しては、石垣のほうに休憩所とかトイレとか設置されるので問題ないだろうと思われます。

また、雨水に関しては、トイレもくみ取式でありますし、隣接する海側の畑の農地の間に素掘りで溝を設置し、道路の側溝に放流するというので、問題ないだろうと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今回、推進委員になって初めて現地調査の立会いに行きました。

説明については、今、〇〇委員が言われたとおり、詳しく説明されたので、あとはご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

続いて、事務局より発言を求められておりますので、発言を認めます。

事務局（〇〇） 事務局からちょっと説明をさせていただきたいと思います。

第6回総会におきまして議案第22号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任についてをご審議いただきまして、結果として審議保留となっております。

この案件について、令和7年1月20日に〇〇推進委員から辞任届取下願が会長宛てに提出されたところでございます。この辞任届取下願を農業委員の皆様のご意見として受理し、承認することにより、審議終了といたしたいと考えております。

つきましては、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 最初の説明では否決されたと言われたということですね。否決されたらもう結審しているのでは。

事務局（〇〇） 冒頭、総会が始まる前のご発言だと思いますけれども、前回の総会の議事録では審議保留ということで議事録の調製をしております。以上です。

〇〇番〇〇委員 会長がこう言って、否決されたのと言っておられるので…、保留なら審議しないといけない。私の聞き違いかもしれませんけれども、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

議長 私は、否決という言葉は使った覚えはございません。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 先ほど言われたとおりですね。私の聞き違いじゃ、結果はそれでよろしいです。

議長 〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、すみません。

議長 ただいま事務局より発言がございましたが、この件について農業委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、辞任届取下願を農業委員の皆様のご意見として受理し、承認することとよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任については、審議終了といたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。